



ケイトウ

NAO Letter

N
A
O
税
理
士
法
人

編 集 発 行 人
代 表 社 員
高 井 直 樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

7月

(文月) JULY

17日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	.	.	.	.	.

ワンポイント 賃上げ促進税制とNISA奨励金

賃上げ促進税制では、対象となる「給与等」について、会計上どのような科目で費用計上するかは特に限定していません。事業主が職場つみたてNISAを利用する従業員へ給付する奨励金を福利厚生費など給与以外で費用計上していても、その奨励金は同税制の対象となる「給与等」に該当します。

7月の税務と労務

- 国 税／6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税／納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月分）の納付 7月10日
- 国 税／所得税予定納税額の減額承認申請 7月18日
- 国 税／所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税／5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税／8月、11月、2月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 7月31日
- 地方税／固定資産税（都市計画税）第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務／社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務／労働保険料（概算・確定）申告書の提出・（全期・1期分）の納付 7月10日
- 労 務／障害者・高齢者雇用状況報告 7月18日
- 労 務／労働者死傷病報告（4月～6月分） 7月31日

令和5年度税制改正 電子帳簿保存制度 の見直し

ている帳簿書類について、一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報に係るデータの保存義務等が定められたものです。電子データによる保存は、3種類に区分されています（下図参照）。

二 電子取引データの保存

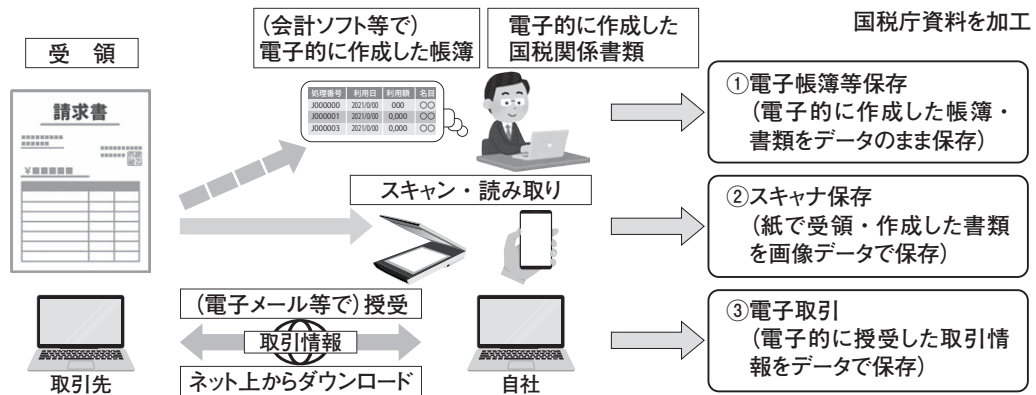
(1) データ保存の義務化

令和4年1月1日以降、事業者が所得税・法人税に係る取引情報（請求書、領収書等に通常記載される事項）を電磁的方式により授受する取引（電子取引）を行った場合は、その取引情報を電子データのままで保存しなければならぬこととされました。ただし、消費税に係るデータについては、引き続き書面に出力することにより保存することも認められています。

一 電子帳簿保存制度とは

所得税、法人税、消費税等で、原則紙での保存が義務づけられ

しかし、事業者の間からシステム等の対応が間に合わないという意見があったことから、令和4年度税制改正において、「やむを得ない事情」があり、かつ、



税務調査の際に出力した書面の提出等に応じる場合は、令和5年12月31日までの2年間、出力した書面による保存を認める宥恕措置がとられています。

(2) データ保存の要件

前述のような電子データを受け取った場合、真実性を確保するため、タイムスタンプ等の改ざん防止のための一定の要件を満たす必要があります。

また、データを検索可能な状態で保存すること（検索機能の確保要件）、データの見読を可能とするパソコン・ディスプレイを備え付けるといった要件も満たさなければなりません。

三 令和5年度税制改正の内容

令和6年1月1日以後に行う電子取引について、次のような見直しが行われました。

(1) システム対応が間に合わなかった事業者への対応

前述のデータ保存の要件に係るシステム対応が「相当の理由」により行うことができなかった事業者においては、税務調査の際に出力書面の提出等に加え、

令和 5 年度改正による新たな猶予措置

位置づけ	適用要件	運用上の配慮	保存期間	具体的な適用場面
令和5年12月31日 までの有恕措置	・税務署長がやむを得ない事情 があると認める場合（保存義務 者からの手続は不要）。 ・出力書面の提示・提出の求め に応じることができるように しておくこと。	事実上、出力 書面による保 存が可能	出力書面について、事 実上、税務調査期間の 保存が必要	システム対応が間に合 わなかった事業者等に 適用 ※システム整備する意 向がある旨を口頭で 回答する必要
令和6年1月1日 からの新たな猶予措置	・税務署長が相当の理由がある と認める場合（保存義務者か らの手続は不要）。 ・出力書面の提示・提出及びデー タのダウンロードの求めに応 じることができるようにして おくこと。	なし ※あくまでも、 データの保 存が必要	データ及び出力書面に ついて、事実上、税務 調査期間の保存が必要	システム対応を相当の 理由により行うことが できなかった事業者等 に適用

データのダウンロードの求めに
応じることができるようにして
おけば、検索機能等の確保の要
件を不要として、そのデータの
保存が可能とされました。なお、
現行の有恕措置は、適用期限（令
和5年12月31日）の到来をもつ
て廃止されます（上表参照）。

(2) 検索機能の確保要件の緩和
は、
① 取引年月日その他の日付、
取引金額及び取引先（以下、
記録項目といいます）を検索
の条件として設定することが
できること
② 日付又は金額に係る取引項
目については、その範囲を指
定して条件を設定することが
できること
③ 2以上の任意の記録項目を
組み合わせ条件を設定する
ことができること
とされています。

そのうち、調査の際にデータ
のダウンロードの求めに応じる
ことができるようにしている場
合は②及び③の要件が不要とな
り、更に加えて基準期間の売上
高が1000万円以下である事

業者は、①から③のすべての要
件が不要となります。

令和5年度税制改正により、
①から③のすべての要件が不要
となる事業者の売上高の基準が
5000万円以下に改正されま
した（ただし、データのダウンロー
ドの求めに応じることができる
ようにしていることには変わり
ありません）。

また、データのダウンロード
だけではなく、そのデータの出
力書面の提出等の求めに応じる
ことができるようにしている場
合についても、①から③のすべ
ての要件が不要となります。

(3) スキャナ保存制度の要件の
緩和
制度の利用促進を図る観点か
ら、記録事項の入力を行う者等
の情報を確認できるようにして
おくことや、スキャナで読み取っ
た際の情報（解像度・階調・大
きさ）の保存の要件を不要とし、
帳簿の記録事項との間に、相互
にその関連性を確認することが
できるよう求める書類が、契約
書、領収書、納品書、請求書な
どの重要書類に限定されまし
た。

【参考資料】
国税庁
電子帳簿等
保存制度
特設サイト



これにより、見積書や注文書、
検収書などが対象外になること
が考えられます。

(4) 優良な電子帳簿の範囲の見
直し
優良な電子帳簿の要件（訂
正・削除・追加の履歴、各帳簿
間の相互関連性、検索機能の確
保の要件）を満たして保存等が
された場合において、帳簿に記
録された事項に関し申告もれが
あったときは、その申告もれに
課される過少申告加算税を5%
軽減する措置が設けられていま
す。

今回の改正により、いまま
で優良な電子帳簿の範囲について
は、仕訳帳、総勘定元帳のほか、
その他必要な帳簿すべてとされ
ていたものが、その他必要な帳
簿の範囲について、申告に直接
結びつきやすい経理誤り全体を
是正しやすくするための補助帳
簿等に限定されました。

税金クイズ

料理の「さしすせそ」は、日本人の食生活に欠かすことのできない調味料から一文字を取って、語呂合わせにしたものといわれています。この料理の「さしすせそ」のうち、税が課されなかった調味料は次のうちどれでしょう。

- ①「さ」砂糖 ②「す」酢 ③「そ」味噌

【解説】

「さ」の砂糖には、明治34年（1901年）に砂糖消費税が課されました。当時、砂糖は輸入品が多く、ぜいたく品とみなされたため、課税の対象になりました。

「す」の酢は、酒造税則によって、明治16年（1883年）に課税が始まりました。これは、酢が酒を醸造した後で作られるものであるため、酢を製造する過程で課税対象となる酒が作られる以上、酢にも課税す

べきという考えに基づいています。酢への課税は、明治18年（1885年）に廃止されました。

なお、「し」の塩には、明治38年（1905年）の塩専売法公布の準備段階で販売目的の塩に課税されたことがあり、「せ」の醤油には、江戸時代に清酒・濁酒と併せて製造者に課税され、明治18年には軍備拡張財源としても課税がされた経緯があります。

一方、「そ」の味噌が課税されなかったのは、明治18年醤油税則の法案審議の記録である「元老院会議筆記」によると、生活困窮者は醤油よりも味噌を消費するという当時の実態から、味噌への課税はこれらの人たちに大きな負担をもたらすと判断されたようです。また、味噌は自宅で製造される場合が多く、商品として流通するものは少なかったことも、味噌が課税されなかった理由の一つです。

——— 正解は、③「そ」の味噌でした
(出典：税務大学校税務情報センター)

住宅取得の資金負担と登記割合

共働きの夫婦が住宅を購入するとき、その購入資金を夫婦共同で負担する場合、実際の購入資金の負担割合と所有権登記の持分割合が異なっている場合には、贈与税の問題が生ずることがあります。

例えば、総額3000万円の住宅を購入し、夫が2000万円、妻が1000万円の資金を負

担をしたものの、所有権の登記は夫と妻それぞれの持分を2分の1とした場合、妻が登記持分に対して負担すべき資金は1500万円ですが、実際には1000万円しか負担していませんから、差額の500万円については夫から妻への贈与とみなされます。

この場合、資金の負担割合に応じて、妻の持ち分を3分の1とする登記がされていれば、贈与税の問題は生じません。

KEY WORD インボイス制度と出張旅費等

社員に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するものとして取り扱われ、インボイス制度が開始する令和5年10月以降でも、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

なお「その旅行に通常必要であると認められる部分」については、所得税基本通達9-3に基づき次の基準で判定します。

- (1) その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか
- (2) その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか